

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
日時	令和3年10月6日(水) 13:00～14:30
場所	保健福祉センター3階会議室1, 2(事務局, 傍聴), ウェブ会議
出席者	委員長 竹端 寛 委員 長城 紀道, 土田 陽三, 福島 健太, 和田 周郎, 福田 晶子, 浦野 京子, 大島 真由美, 斉藤 登, 中野 富枝, 中山 裕雅 欠席委員 小西 明美, 安達 昌宏 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 谷 仁 芦屋市権利擁護支援センター(社会福祉協議会担当) 三谷 百香
事務局	芦屋市地域福祉課 吉川 里香, 馮 翔実, 平川 千夏 芦屋市障がい福祉課 柏原 由紀, 長谷 啓弘 芦屋市高齢介護課 浅野 理恵子
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞
傍聴者数	0 人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 報告・協議

第4次地域福祉計画について

(2) その他

2 提出資料

令和3年度第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 議事次第

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

オンライン会議(Zoom)での注意事項

事前資料1-1 第4次地域福祉計画骨子案(抜粋)

事前資料1-2 地域福祉に関する市民意識調査

事前資料1-3 市町村計画策定の手引き(抜粋)

事前資料1-4 次期成年後見制度利用促進計画中間とりまとめ概要(抜粋)

事前資料1-5 地域福祉計画 取組の推進方針の追記(案)

3 審議内容

1) 第4次地域福祉計画の権利擁護の施策について

(竹端委員長)

議事に移ります。第4次地域福祉計画について事務局から説明をお願いします。

(地域福祉課 吉川課長)

第4次地域福祉計画についてご説明させていただきます。事前資料1-1をご覧ください。こちらは現段階での地域福祉計画の素案となっています。6ページをご覧ください。地域福祉計画策定にあたっての計画策定の背景と趣旨について簡単にご説明させていただきます。

まず、社会情勢や環境についてですが、新型コロナウイルス感染症により生活・暮らしに様々な課題が生じていることなど、様々な社会構造の変化があります。その中で介護保険制度や障がい者の支援制度、子ども・子育て支援制度等の単一の専門分野の制度利用や支援だけでは解決が困難なケースも増えており、支援が難しくなっています。地域の中で孤立せず、その人らしく暮らしていくというのが強く求められているということが計画策定の背景となっております。

次に地域共生社会実現に向けた社会福祉法の改正については、今回の地域福祉計画の中では、地域共生社会の実現に向け、縦割りの環境を超えて互いに支えあい、分野を超えてつながるということを目指しており、その根底にあるのが権利擁護の考え方となっています。

7ページをご覧ください。(4)に成年後見制度の利用促進とあります。平成28年5月の成年後見制度の利用の促進に関する法律の中で、市町村において成年後見制度の利用促進に関する施策の中で基本的な計画を定めるよう努めると示されております。国では現在見直しが進められており、成年後見制度の利用促進だけではなく、意思決定支援や権利侵害の回復支援、自立生活と地域社会への抱擁を視野に入れた権利擁護支援の理念をもとに地域共生社会の実現にも寄与する基本計画の方向性が中間計画の取りまとめの中で示されています。本市においては、国の考え方も踏まえ、新たに成年後見制度利用促進に関する計画を地域福祉計画の中に位置づけて進めていけたらと考えています。

8ページをご覧ください。(7)の策定の趣旨の一番下に記載している枠組みが今回の計画の4つの目的になります。2つ目に、「多様な人・組織ができることやしたいことで地域福祉に参加できるような仕組みづくりを進めていく」と書いております。地域福祉に参加という書き方をしていますが、地域社会との関わりを持ちながら地域社会に参加を進めていくというのが権利擁護の中で大切なことと考えております。また3つ目に書いてある、「庁内外の連携や専門職や他機関の共同の体制づくり」ということも権利擁護が要となって進めていく部分であると考えています。4つ目には具体的に「成年後見制度の利用促進に関して計画項目として盛り込むこと」を記しています。

10ページをご覧ください。権利擁護・成年後見制度に関する法的な位置づけについては、「成年後見制度利用促進計画を計画の中に盛り込む」ということを記載しています。第2章にはデータ等を掲載しています。

23ページをご覧ください。計画の体系の記載内容は調整中ですが、計画の中に示してある、それぞれの理念や目標や取組の方向性を体系として記載する予定です。基本理念には「みんなの参加と協働により、誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます」を挙げ、各推進

目標を設定しています。取組の方向性として「A. 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備」の2に「地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援」を挙げ、この部分を成年後見制度利用促進計画として位置づけています。

27ページの2番をご覧ください。権利擁護の推進は、地域共生社会の推進を目指して進めていくため、キーワードとして「地域共生社会の推進」を記載しています。権利擁護については「地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援」の中で「権利擁護支援センターを中核機関し、誰もが権利を守られる地域づくりを進める」ことを目指していくことを記載しています。権利擁護の計画は30、31ページに記載していますが、そちらを確認する前に事前資料1―2をご覧ください。

資料1―2は地域福祉計画の策定にあたり、実施した市民意識調査に関する抜粋です。権利擁護センターの認知度や成年後見制度の利用意向等をアンケートしたのになっています。福祉の相談先や制度に関する調査について29ページをご覧ください。権利擁護支援センターの認知は4.4%となっています。おそらく専門機関からの認知度は高いと思うのですが、市民の方にはまだまだ十分認知ができていないということが明らかになっています。

32ページの成年後見制度の利用に関する考えについての調査をご覧ください。成年後見制度を知っているという方は63.8%となっています。多いとも少ないともとれる数字ですが、制度を知らないという方もいるため、周知に努めていく必要があると思っています。ただ、成年後見制度が必要となってくる70代の方では80.3%の方が知っており、60代でも77.5%の方が知っているため、年代が高い方へは周知が進んでいるかと思います。

33ページでは成年後見制度の利用意向を聞いています。「利用したいと思う」が約40%で多いですが、わからないという方が31%、利用したいと思わない方が27%いるという状況になっています。

34ページの成年後見人に誰になってもらいたいのかという調査では、家族や親戚という方が64%、専門職という方が21.7%となっています。家族が成年後見人になられた際の親族後見人の方への支援が必要になってくるのかもしれないということが見てとれます。また、専門職を希望する際の成年後見の受任調整を中核機関に機能の一つとして充実させていく必要があると考えています。

35ページには成年後見制度を利用したいと思わない方の理由を記載しています。家族がいるから必要ないという方が一番多いですが、費用がいくらかかるかわからなくて不安だからといった理由や、手続きの方法がよくわからないからという理由もあります。制度そのものが十分周知できていないことにより、わからないから使おうと思わないという方も一定割合いらっしゃいますので、成年後見制度の利用に関しては引き続き周知が必要になることがアンケートから見てとれます。

このアンケート結果もベースにしながら作成したのが、資料1―1の30、31ページの「地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援」という施策になります。成年後見制度

の利用以外にも高齢者や障がいのある人、児童への虐待やDVなど、権利擁護を必要とする方への支援は、今後ますます必要となってくると思われます。高齢者や障がいのある人に限らず、幅広く専門機関が連携するということと、地域の中で権利擁護の意識の啓発普及ということを進めていく必要があると考えており、取組の推進方針を3つ考えました。

まず、1つ目は「権利擁護を支えるための地域連携ネットワークの構築と人材育成」とし、地域の中での人材育成を行っていききたいと思います。

2つ目は「高齢者や障がいのある人、児童・DVなどの様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実」です。早期発見・早期対応に向けて各相談支援機関の充実を図っていくこと、支援者の資質の向上も進めていきたいということ、権利擁護支援システム推進委員会や要保護児童対策地域協議会等、関係機関の連携強化をその場を通じて進めていきたいと考えています。

3つ目は「成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用」です。先ほど申し上げましたように、制度を十分にご存じでないという方がいらっしゃいますので、正しい知識を周知するということが、また、利用者本人の意思を尊重する観点から、制度の利用にあたっては意思決定を重視しながら進めていきたいと思っています。

事前資料の1－5をご覧ください。これは推進方針に追加する項目の案です。重層的支援体制整備事業というのは、高齢・障がい・子育てなど様々な機関が一体的に事業を進めていくという、国が推し進めている新たな事業です。本日の議事内容を竹端委員長と事前に調整させていただいた際に、各分野を超えて支援を協働していく重層的支援体制整備事業と権利擁護支援を一体的に進めていくということを打ち出す必要があるのではないかというご意見をいただき、追加項目案ということで、挙げさせていただいています。

(竹端委員長)

事前資料1－1、1－2、1－5についてご説明いただきました。追加で地域福祉計画の中に載せた方がよいことなどがあれば、反映させていってほしいと思いますので、忌憚なくご意見をいただければと思います。

(福島委員)

資料1－1の10ページに再犯の防止等の推進についての法律に関する施策を盛り込むとありますが、資料にはありませんでした。具体的な計画はどのようなになっていますか。

(吉川課長)

今回は権利擁護に関するところを抜粋しましたので、再犯の所は資料の中に入れておりませんでした。再犯については23ページの体系図でいうと、18の「災害に強い安心・安全な街づくりの推進」の中で、防犯・交通安全・更生保護等に関する啓発や継続的な情報提供を通じた地域づくりとして、再犯の防止の推進方針を掲げる予定です。

(福島委員)

確かに再犯の防止は、高齢者や障がい者のみに関わることではありませんので、その項目でも構いませんが、高齢者・障がい者の触法行は、権利擁護支援に関することなので、先ほどの

資料１－５の部分や、権利擁護支援の３１ページの推進の方針に、触法高齢者・障がい者を対象として追加してはどうかと思いました。

(竹端委員長)

これはご意見として承るということで大丈夫でしょうか。

(福島委員)

はい。

(土田委員)

資料１－２に権利擁護の認知度が低いとありますが、どのような周知をしていますか。

(吉川課長)

権利擁護支援センターの認知を高めるといった点では、リーフレットを関係機関に配布したり、権利擁護支援センターで実施している専門相談を毎月広報に掲載したり、ホームページにも権利擁護支援センターについて掲載をしています。これまでは、専門機関にその機能を周知し、活用してもらうことをメインにしてきましたが、相談窓口は広く活用していただくことも必要ですので、市民への周知の工夫が必要と考えています。

(大島委員)

ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員はどのようなポジションで何をしたらよいのか読み取りづらかった部分があります。この計画の中での役割や立ち位置のポイントがあればお示ししていただきたいです。

(竹端委員長)

専門職がどのように関わるのかということをこの地域福祉計画の中でどのように規定しているのかということですね。

(吉川課長)

専門職は全てに関わると言えます。取組の推進方針の１の地域連携ネットワークづくりの構築では、様々な方へ権利擁護の視点に関わったり、支え手になったりすることが必要ですが、ケアマネジャーや専門職などは、一番身近なところで支援されている方だと思いますので、担当している対象者の方に対して必要な場合にはネットワークの発信源になっていただければと思います。

また、人材育成は地域に広げていきたいところでもありますので、地域包括支援センターの立場であれば、権利擁護支援の一環として、これまでと同様に権利擁護支援センターと共に地域への普及啓発を進めていただければと思っております。

早期発見・早期対応を充実させていくという意味では、何を強化していくべきか専門職として一緒に考えていただければと思います。

成年後見制度の利用については、意思決定がきちんとなされているかというところに関して、丁寧に意見交換をしながら実情を把握して、専門職としてどのようにしたら意思決定を大事に考えていただけるのかを意識して関わっていただければと思います。

(竹端委員長)

地域福祉計画の中に地域連携ネットワークにおいては専門職の関りが鍵だと書いてもいいのではないのでしょうか。

(中野委員)

第4次地域福祉計画を策定にあたって、市民会議と検討チームに参加させていただいております。その中で地域福祉計画が作られるのを目の当たりにして、とても楽しく参加させております。市民会議や検討会議で話し合ったことが明記されているので、市民としてはうれしく思いました。

(竹端委員長)

参加された方がそのように言うてくださるのは作り手としてうれしいことなので、中野委員のご意見に感謝申し上げます。ありがとうございます。

(浦野委員)

私たち民生委員は何か悩み事を抱えておられる方がいると高齢者生活支援センターにつながるのですが、つないだ後、各専門機関が連携して一人ひとりにあった対応を考えてくださるののだと、説明を聞きながら考えておりました。先ほどご本人の要望をきちんときいて対策を考えているとおっしゃっていたのでありがたいことだと思います。私たち民生委員はつながり先を知っているのですが、市民の方へは権利擁護支援センターなどつながり先について周知されていない部分が多いと思うので、関係機関からつないでいるのかなと思いました。

(竹端委員長)

浦野さんに伺いたいのですが、今のところ民生委員としては周知だけではなく、つながることができているという意味でよろしいのでしょうか。

(浦野委員)

私たちが直接、権利擁護支援センターにつながるということはほとんどないです。高齢者生活支援センターがつないでくれたり、民生委員が毎月開いている心配事相談を社会福祉協議会が拾ってつないでくれたりしています。私も権利擁護推進委員会に参加して初めて権利擁護支援センターのことを知りました。

(竹端委員長)

ありがとうございます。高齢者生活支援センターの話がでしたが、地域包括支援センターの運営協議会の和田さんいかがでしょうか。

(和田委員)

高齢者生活支援センターと権利擁護支援センターの連携体制について現在はどうなっており、今後どのようなになるのでしょうか。

(吉川課長)

今一番連携を取っているのは虐待のケースです。高齢者虐待のケースで通報等がありましたら、必ず権利擁護支援センターが虐待対応チームとして入って、一緒に動いていくところが

メインで連携しているところです。

他には、ケアマネジャー向けの虐待の研修の企画を高齢者生活支援センターと権利擁護支援センターが一緒に行くなど、地域の課題解決に関しては高齢者を切り口にしたものは協働して進めています。高齢者を切り口としたケースや課題が多いため、高齢分野と権利擁護はずいぶん強固な連携ができていると思いますので、それを障がい分野や子ども分野に広げていきたいと考えています。

(竹端委員長)

和田委員よろしいでしょうか。

(和田委員)

今後は権利擁護支援センターがイニシアチブを執るということでしょうか。

(吉川課長)

場合によると思います。権利擁護支援センターがとるということが全体の円滑化につながるのであれば権利擁護支援センターが行えばいいと思いますし、高齢者生活支援センターがとることが良いのであれば高齢者生活支援センターが行えばいいと思います。あまり明確に決めすぎて、偏りや押しつけが出てしまうのは望ましいことではないと思うので、これまでと同様に協議をしたうえで、どちらが行えばいいのか話し合いながら進めていければいいと思います。ただ、権利擁護に関する中核機関の役割は権利擁護支援センターが持っていますので、牽引していくような役割を担っていけるようにしたいと思います。

(竹端委員長)

和田委員がおっしゃったことは大事なことだと思います。権利擁護支援センターと高齢者生活支援センターがどのような関係性なのか、今説明していただいた、虐待などで高齢者分野についての連携はうまくいっているが、障がいや子どもに関しての連携は途上というところは書かれていないので、そのようなことを書いた上で重層的支援事業と権利擁護支援事業の一体的整備に取り組みますと書いた方が初めて読む人も理解しやすいのではと思います。

(福田委員)

地域共生社会の説明の中で、切り口がどうしても高齢者中心になってしまうので障がいの分野はどうなるのかイメージが読み取りにくいと思っていました。答えの一つが先ほどのお話かなと思います。

(長城委員)

事前資料1－2の福祉の相談先の制度の認知状況について、権利擁護支援センター4.4%と低いかと思いますが、芦屋市は保健福祉センターの中で高齢者、障がい者、社会福祉協議会が物理的に横に並んで業務をされており、権利擁護支援センターそのものの認識がなかったとしても、各機関が適切につながることができていると思うので、悲観になる必要はないかと思います。市民の方たちの認知度を上げることも重要ですが、支援している人の認知度を上げていくということも重要だと思うので、その取り組みを続けることが必要だと思います。

(竹端委員長)

斎藤委員お願いします。

(斎藤委員)

支援の必要性を発見して、必要なサービスを決めてどのように提供するかという権利擁護のサービスにおけるサプライチェーンの矢印を図表で表せられれば、連携の仕方が非常にわかりやすくなると思います。高齢者分野では多くの関係機関があり、連携の数・流れがたくさんあるためうまくいっていること、過去と比較して、権利擁護支援のニーズが増えてきて良くなっていることは理解できました。

今回、全体を網羅した内容の計画を作成にされると思うのですが、実際は高齢者と障がい者、子どもの分野では連携の矢印の数や流れの密集度が違うと思うので図等で表すことにより、計画と具体的な数字がつながるのではないかと思います。

そのことによって連携の方法や不足しているところがわかりやすくなり、それぞれの分野が、自分たちの現状を客観的に把握でき、どのように連携していくのが明確になることで、重層的支援サービス体制につながると思います。

(竹端委員長)

今までの実績から高齢の部分では太いネットワーク・連携があるが、子ども分野や障がい分野はそうでないなど、それを数値データでどういう機関とのつながりがどれぐらいあるか等見える化し、各分野の弱い所・強いところを明らかにしていくことで、事前資料1－5で掲げる重層的支援ネットワークの説得力が出てくるということでしょうか。

(斎藤委員)

はい。それは職員の勉強教材になると思います。とくに、発達障がいでお困りの方のネットワークや連携が弱いのではないかと思います。そのネットワーク・連携を構築していくことで、実際に役に立っていくと思いますし、現場で働く方のやる気を出てくると思います。

(竹端委員長)

もう一点、最近話題となっているヤングケアラーは、親に精神疾患があり、子どもがヤングケアラーである場合などは、複合家庭のケースなので権利擁護支援システムでネットワークが構築されているのか、相談ケースがないのかなど、どのような課題があるのか明確になってくるということですね。

(斎藤委員)

ヤングケアラーは5%いるといわれているので、学校の先生であれば、少しはご存じだと思います。そのため、ヤングケアラーに関する資料も使い方によって効果が違ってくると思うので、活用の仕方を考えた方が良いのではと思います。

(竹端委員長)

1－5にあるように重層的支援と権利擁護支援の一体的な整備に取り組むために強みや弱みが全体像の中にでてくれば良いのですね。事務局何かありますでしょうか。

(吉川課長)

始めに高齢者分野において虐待対応の仕組みができたことから、それを基本に連携を図ってきており、障がい分野に関しては少しずつ連携・協同体制ができてきたと思います。しかし、子ども・子育てに関しては要保護児童地域対策協議会という別の枠組みがあるので、権利擁護とどのように連携していくのか、融合・接近していくのかを考えなければならないと思います。

個々のケースでは、連携ができていますが、学校教育を含めた子ども関係の機関とどのようにネットワークを構築していくのか、子ども・子育てといっても学校なのか虐待対応機関なのか、どことどのように連携を図っていくのか、具体的に機関を想定して、連携を構築できれば良いかと思っています。ありがとうございます。

(竹端委員長)

これに関連して委員長より、お願いがあります。これまで、要保護児童地域対策協議会や児童虐待の領域でどのような権利擁護課題があるか、権利擁護支援システム委員会ではほとんど議論していなかったと思うので、次回以降どこかの時期で要保護児童地域対策協議会や児童に関する部局の方からご報告いただいた上で、この委員会で何を考えたらいいいのか議論させていただく機会を持てるといいなと思います。

ほとんどの方からご意見をいただきましたが、中山委員いかがでしょうか。

(中山委員)

様々なご意見ありがとうございます。ヤングケアラーについてはそれぞれの福祉関係機関を通じて調査を行っております。協働については、来年度予算で多機関の協働の職の配置を中心にしながら、特に今弱い子ども分野について進めているところです。

(竹端委員長)

ありがとうございます。浦野委員お願いいたします。

(浦野委員)

児童の問題は、近隣の方から虐待の情報が入った時はかなり慎重に伝えるようにしており、まずは主任児童委員につなげています。個人情報の関係で、民生委員もかなり慎重に扱っていますので、学校もそうだと思いますが、子どもの情報を知っていても公表するというのは慎重になっているのではないかと思います。

(竹端委員長)

個々の個人情報としてではなくシステムとしてどう考えるかというのが権利擁護支援システム推進委員会の今後の大きな課題であるので、今後、権利擁護の推進の中で子どもの権利及び個人情報の保護を図ることにに関して議論できる機会があればと思います。

(大島委員)

地域福祉計画の中に人材育成というのが非常に何回も繰り返し出てきています。権利擁護支援の現場では一つひとつのケースが重たく、いつ何時どんな支援が必要になるかわからないため、何人いても足りない場面が多々ありますので、人材育成に加えて人数を増やすことも

大事だと思います。一方で家族や虐待問題を扱うときには、心理的な背景の理解や支援の難しさ考えたときに心理職の方の協力が欲しいです。重層的な体制整備の際に心理職の配置や、私たちが相談できるような環境をつくっていただければと思います。

(竹端委員長)

大島委員の発言は非常に大事であり、ファミリーソーシャルワークを行う時にチーム連携が求められていて、どのようにアプローチするかが鍵になってくると思います。事務局として現状の認識及び課題があればお願いします。

(吉川課長)

対象者の支援に加え、支援者側の支援としても心理職がいれば良いかと思います。現状、高齢者や障がいのある人への虐待などにおいて、チーム支援、家族支援といった心理の側面からアドバイスいただけるという心理職の方が関係機関の中にいらっしゃるのかは分かりませんが、予算の限りの中で、機会があればご助言いただければと思います。この場でできると断言はできませんが、必要なことだと思っておりますし、ご要望として承ります。

(竹端委員長)

多職種協働のチームをどう作っていくかが重層的支援体制整備で最大の鍵になってくると思います。その中で現段階のチームとして欠けている存在をどのように埋めていくのか、そこからどのように学んでいくのかということも今後の課題だと思います。

2) 具体的施策について

(竹端委員長)

具体的施策についてのご意見という議題について事務局から説明をお願いします。

(地域福祉課 馮)

今回、地域福祉計画の中の施策2「権利擁護」の項目には、成年後見制度利用促進基本計画を盛り込んでいます。成年後見制度の利用の促進に関する施策については、成年後見制度の利用の促進に関する法律において、市町村は、国の計画を勘案し、基本的な計画を定めるよう努めるものとするとされているところです。

この計画の基本的な考え方については資料1-4をご覧ください。地域共生社会の実現のため、本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方として意思決定支援や権利侵害の回復支援などを含む「権利擁護支援」を位置づけ、子どもや生活困窮者支援、障がい者支援、高齢者支援、地域社会など様々な支援のネットワークと連携した権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実や、成年後見制度の利用促進をすべきとしています。そして資料1-3には国から示された基本計画に盛り込むべき内容が記載されています。1つは、権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割を実現させる体制整備の方針です。ここでいう役割は3つあり、権利擁護支援の必要な人の発見・支援と早期の段階からの相談・対応体制の整備、そして意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築です。また、地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営

方針、地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見支援機能）の段階的・計画的整備方針、「チーム」「協議会」の具体化の方針、成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方ということがあげられています。地域福祉計画のなかには具体的施策まで盛り込むことは難しく、資料1－1のP31の「取り組みの推進方針」にありますように方針のみを記載するにとどまっていますが、権利擁護支援を推進していくにあたり、どのような取組を具体的にしていけばいいかについては、皆さまよりご意見をいただきたいと思っています。

現状としましては、中核機関には権利擁護支援センターを位置づけ、協議会としてはこのシステム推進委員会を位置付けております。設置すべきとされている中間機関、協議会については設置済みです。成年後見制度利用支援事業として、成年後見制度の申立てや報酬に対する助成制度もあります。地域連携ネットワークについても個別ケースにおいて、関係機関と連携しながら対応している現状ですが、課題もあります。特に資料1－3に記載してある、権利擁護の支援の必要な人の発見機能や早期の段階での対応ができる体制という点では、終末期となり、入院した病院からの連絡で初めてつながる人などがおり、支援の必要な人に支援が行き届いているのか、どのようにしたら早期につながるのか課題を感じています。また、意思決定支援においては振り返る機会がなく、個人や所属に委ねられている現状であり、具体的な意思決定支援をどのようにしていくか、支援の経験を積み重ね、どのように支援の力をレベルアップしていくかが課題と感じています。

（竹端委員長）

意思決定をどのように支援してくのか、権利擁護に関する支援は必要な人へ行き届いているのか、支援が必要な人の発見機能はどうかなどについて、どういう施策が必要と思うか、また問題と感じていることなどについて意見が欲しいということでよいでしょうか。

（地域福祉課 馮）

はい、その通りです。

（浦野委員）

課題として、民生委員はひとり住まいの方を対象に集いをしていますが、集いに出てくる人はつながりがありますが、誘っても来ない人や情報が届かない人がいます。

（竹端委員長）

男性などでしょうか。

（浦野委員）

そうです。ひとりのほうが、ストレスが無く、放っておいて欲しい人と思う人も多いです。しかし、救急車で運ばれ、入院となり、そこから支援が入っていくケースも沢山あります。ひとりでいたいというのも権利ですが、地域とのつながりを持ちたくない方や、広報を見ていない方、自分から助けをあまり求めない方などへの民生委員の関わり方には悩んでいます。

（竹端委員長）

つまり孤独や孤立状態にあり、つながる力が弱い人、つながることに必然性を感じていない

ため、事前予防ができず、事後救済になる人にどう関わればいいのかということですね。市としては、できていることはありますか。それとも課題と感じていますか。

(地域福祉課 吉川)

課題と感じています。相談が入れば、高齢者生活支援センターが訪問したり、認知症の方であれば、認知症初期集中支援事業として看護師や医師と一緒に訪問をしたりしています。医師なら訪問を受け入れてくれる方もいるので、使えるツールを使いながら支援をしています。受け入れてくださらない方もいますので、関わりに悩んでいます。

(竹端委員長)

では、これは中長期的課題となりますね。

(福島委員)

他市でも同様に地域福祉計画の中に成年後見制度の市町村計画を盛り込んでいるところがあります。ただし、事前資料1－3に記載されている内容は、中核機関の役割が成年後見制度に偏っているため、権利擁護支援における中核機関として捉えるなら、芦屋市の権利擁護における課題を抽出し、課題解決のための計画を考えるといいのではないのでしょうか。他市でもそのようにしていたので、参考にしていいただければと思います。

(竹端委員長)

成年後見制度のことだけでなく、もっと幅広い権利擁護の地域連携ネットワークを前提としてほしいということでしょうか。

(福島委員)

そうですね。それを前提に課題解決のための計画を立てる方がいいのではと思います。

(竹端委員長)

これは資料1－5にも関わる話だと思いますので、地域福祉計画のなかで意識してもらえればと思います。

(福田委員)

障がい者の在宅支援の現場では、相談したいという声があがりにくいように感じます。勇気を出して相談した場合でも、制度にのっていないなかったり、小さな相談でも「すぐにはお答えできない」と回答されたりと、残念な気持ちになることが多いように思います。制度の整備も必要ですが、まずは気軽に相談できる場所や気軽に相談できる人がいればいいと思います。

(竹端委員長)

それは、意思決定支援ができて無いか、安心して相談できる場が無いか、愚痴レベルの話から相談に繋いでいくことができていないということか、どのような意味でしょうか。

(福田委員)

全て当てはまると思います。まず、相談をする場所が少ないと感じます。

(竹端委員長)

相談をする人は介護者、本人のどちらですか。

(福田委員)

意思決定ができるご本人様にはあまり関わる機会がありませんので、これは介護者の話です。意思決定が自分ではしにくい方は介護者を通して困り事を把握しますが、介護者はなかなか自分の心のうちを出さないことが多く、それを相談することは難しいように思います。

(竹端委員長)

親が頑張ればいいなどの思いから困り事を抱え込み、意思決定支援や家族支援の話として外に広がっていかない現状があるということですね。

(福田委員)

ごく近い人にしか話さないという現状があるように思います。

(竹端委員長)

ケアラーの支援や意思決定支援をきちんとしていくための、しんどさを聞く会などが必要ではないかというようなご意見でしょうか。

(福田委員)

会だけでなく、個人個人の繋がりを大事にした支援が必要だと感じます。

(竹端委員長)

大島委員は、ケアマネジャーの立場からいかがでしょうか。

(大島委員)

意思決定支援の難しさは高齢者の分野ではよく感じます。高齢ご本人の意思は確認しにくいことが多く、家族の方に確認していく中で、家族の意向に応える支援になってしまうことがあります。ケアマネジャーの役割は本人をアドボケートすることであることの研修は積んでいくべきだと思います。

計画に繰り返し出てくる言葉に地域づくり、居場所づくりがあります。その必要性、難しさはよく感じるところです。しかし、福祉的な観点からの地域づくりと、計画に書かれているまちづくりや、住民の方が思い描くまちづくりは必ずしも同じではないと思います。まちづくりは、住民が主体となるべき部分もあると思いますが、主任ケアマネジャーの役割に地域づくりが謳われているように、私たちがまちづくり、地域づくりをするとしたら、何ができるのだろうと悩んでいます。

(竹端委員長)

まちづくりにおいては、「まちづくり協議会」というものが一般的にはありますが、その協議会と地域福祉はどのくらい連携していますか。

(地域福祉課 吉川)

本市には一般的な「まちづくり協議会」はありません。しかし、まちづくり分野と地域福祉が連携をしてこなかったという課題があり、次期計画には意識的にまちづくりを記載しています。地域福祉計画の策定を通じて自治会とつながりを作ったり、連携の糸口ができないか、社会福祉協議会とも考えていることです。少しずつ接点が広がっていけばと思います。

(浦野委員)

ヤングケアラーのチラシを配っていただいています。民生委員でもヤングケアラーの話が出ています。家族の世話をするという子は昔もいましたが、地域の繋がりが濃かったため、自然と地域の助けがあったと思います。今はつながりが薄くなったため、余計にこういう問題が出てきたのだと思います。ただ、親のため、家族のために気持ちよく頑張っている子の中にはいると思うので、一律に困っているわけではないかもしれません。

(竹端委員長)

ヤングケアラーの問題に関しては家族システムの変更に伴って変わってきたように思います。昔に比べるとしんどい家庭が増えているのかもしれません。あるいは、家族の中で解決できていたように見えて、実は困っていた人がいて、その困っている人をどう支援するのかという課題があるのかもしれません。子どもの権利条約では子どもの声を聞くこと、意志表明支援、意思決定支援が大事だと言われています。障がい者も高齢者も同じですが、それらの声に基づいて施策を展開していくにはどうしたらよいのかという課題だと思っています。

意思決定支援及び、発見機能をどうしていくのかなどについては中長期的な課題と思います。具体的な課題が出てくる度に継続的に意見をもらいながら、議論をしていくということによいでしょうか。その他の議事はありますか。

(地域福祉課 吉川)

議事はありますが、ヤングケアラーの相談チラシについて説明します。チラシは夏休み前に市内の小学生4年生以上、中学生、高校生へ配布いたしました。民生委員や関係機関に配布しています。自分の状況に子ども自身が気付いていない場合や、気づいていてもなかなか声を出せないということもあると思います。関係機関の皆さま、特にケアマネジャーなど家庭の中に入られる方につきましては、対象者だけでなく周りの家族にも目を向け、必要があれば相談に繋いでいただければと思っています。

(竹端委員長)

学校での実態調査や連携はどう考えていますか。

(地域福祉課 吉川)

学校では実態調査までは考えていないと聞いています。個別ケースは、学校教育課は子ども家庭総合支援室に相談しているケースが多いと聞いています。ヤングケアラーのことをきっかけに、それらの部署とも関係が深めていけたらと思います。

(竹端委員長)

児童の担当部署の話聞く際にはヤングケアラーの事も含めてどんな実態あるのか聞いておくともよいかもしれません。児童も含めて権利擁護システムを考えるべきですし、ヤングケアラーの親御さんの意思決定支援という問題も想定され、複合的な問題を抱える家庭の権利擁護支援というのは、ヤングケアラーの問題と関わってくるかもしれないと思うからです。ヤングケアラーの実態が把握されたり、動き出した時にお話を伺うのもひとつかもしれません。

(地域福祉課 吉川)

今回の地域福祉計画の策定でも、子どもとの接点が課題だと各委員から意見をいただいております。子ども分野の現状理解から権利擁護への広がりを考えていきたいと思います。またご意見をいただければと思います。

(竹端委員長)

他にご質問はありますか。無いようですので、事務局から連絡をお願いします。

(地域福祉課 吉川)

本日いただいたご意見は地域福祉計画に盛り込めるところは盛り込み、盛り込めないところは具体的な活動の中で反映していければと思います。今後の予定は策定委員会を10月末に実施し、庁内の会議を経て、年度末から年度初めにかけて市民意見を募集することになっています。機会があれば委員の皆様からも、計画全体について意見がいただければと思います。

次回第3回の権利擁護支援システム推進委員会は2月2日を予定していますので、よろしく願いいたします。

(竹端委員長)

ではこれで権利擁護支援システム推進委員会を閉会いたします。

閉会